

年末調整（源泉所得税）相談・指導会

期限は
1月21日 ※



- ※ 「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている方が源泉徴収した平成30年7月から12月までの所得税は、年末調整を行って平成31年1月21日（月）までに納付することとなっております。
- 平成30年分から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱い並びに控除額が改正されましたのでご注意ください。
- 給与支払報告書にはマイナンバーの記載が必要となりますのでご注意ください。

◆日程

12月	会場	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)
事務局	大和市桜森 2-3-9 Tel.046-262-5111	○	○	○

※12月の相談・指導会は事務局のみ



1月	会場	4日 (金)	7日 (月)	8日 (火)	9日 (水)	10日 (木)
	事務局	大和市桜森 2-3-9 Tel.046-262-5111	○	○	○	○
大和市 勤労福祉会館	大和市鶴間 1-32-12	—	—	○	—	○
大和市 生涯学習センター	大和市大和南 1-8-1 シリウス 6階	○	—	—	—	—
大和市 渋谷学習センター	大和市福田 2021-2 IKOZA3階	—	—	—	○	—
座間市立 総合福祉センター	座間市緑ヶ丘 1-2-1	○	—	—	—	○
海老名市立 総合福祉会館	海老名市めぐみ町 6-3	○	—	○	—	—
綾瀬市役所 窓口棟会議室	綾瀬市早川 550	—	—	○	○	—

◆時間 10時～15時（事務局のみ9：00～15：00）

- ※ 12時から13時は休憩とさせていただきます。
- ※ 状況により早めに開始する場合がございます。

◆ご持参いただくもの

- 源泉徴収簿（平成29年分と平成30年分）
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 平成30年7月納付分の領収証書
- 給与所得者の保険料控除申告書
- 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 控除証明書（国民年金保険料、生命保険等）
- 納付書（源泉所得税及び復興特別所得税）
- 帳簿
- 印鑑

平成30年分の年末調整にも、復興特別所得税がありますのでご注意ください。

年末調整による年税額（復興特別所得税を含む）は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除を控除した後の税額に102.1%を乗じた金額（100円未満切り捨て）となります。

お問い合わせは

一般社団法人 **大和青色申告会**

事務局 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F

TEL 046-262-5111 FAX 046-262-5113

ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



ホームページ
QRコード